

就学指定校変更許可基準

1 地理的理由

- (1) 通学区の境界周辺において、その定められた指定校（以下「指定校」と呼ぶ。）に入学する場合と希望する隣接校に入学する場合とでは、相当の距離差がある時は、希望する隣接校に入学を許可するものとする。
- (2) その居住地が飛び地である場合は、その飛び地の所属する地域の指定校へ就学するものとする。
- (3) その居住地が飛び地であり、その飛び地の所属する地域の指定校ではなく、周辺の指定校へ希望したときは、希望する周辺の指定校へ就学を許可するものとする。

2 家庭的理由

- (1) 保護者である両親の離婚により、児童・生徒の住所地（居住地）が、離婚前の指定校の区域外へ移った場合は、離婚前の指定校への就学を許可する。
- (2) 児童の両親が（片親の場合は父又は母が）ともに居宅外就労あるいは病気療養により、世話する者の区域の指定校に通学を希望する場合（その世帯の両親が住所地と違う自営地に勤務する場合を含む。）で、下記の一つに該当するときは、世話する者の区域の指定校へ就学を許可するものとする。
 - ① その世帯が両親等と通学を希望する児童だけ、あるいはその他の児童・生徒だけで構成されている世帯の場合
 - ② その世帯に上記以外の同居者がいる場合で、
 - ア) その同居者が75歳以上の高齢者で児童の監護に不安がある場合
 - イ) その同居者が病弱者だけであり、その児童の監護ができない場合

3 不登校・いじめ

- (1) 登校している指定校においていじめに合い、またはそれが原因で不登校がある場合は、校長の意見を参考にし、希望校に転校することを許可するものとする。
- (2) 登校している指定校においていじめに合い、またはそれが原因で不登校になった場合、指定中学校以外の中学校へ進学を希望した場合、校長の意見を参考にし、希望中学へ就学を許可するものとする。

4 心身的理由

- (1) その児童・生徒が、知的障害等があつて、特別支援学級への入級を希望する場合で、その通学すべき指定校に該当障害の特別支援学級がないときは、該当障害の特別支援学級がある小学校又は中学校に就学を許可するものとする。

5 住民票に関する理由

- (1) 家庭の事情により、住宅の融資又はこれに類する理由のため、住民票だけ異動した場合等の時は、指定校の変更は行わないものとする。
- (2) 住宅を建築中の場合は、転居予定の住所地の指定校に就学を許可するものとする。

6 転校による場合

- (1) 転校回数が多く本人のために有益でないと判断した場合は、指定校の変更を行わないものとする。

7 転居による理由

- (1) 転居の場合で、指定校の変更を猶予する期間は次のとおりとする。
 - ① その児童・生徒が小学校6年生または中学校3年生である場合は、その転居の時期を問わず卒業まで猶予するものとする。
 - ② その児童・生徒が小学校1年～5年または、中学校1年～2年までの場合は、その転居の時期を問わず学期末まで猶予するものとする。

8 その他

- (1) 学校における教育方針や、教員人事を理由とした指定校の変更の申し出は、これを許可しないものとする。
- (2) これら以外の個々の事例については、これらの具体的事例にならい、黒部市立小中学校の通学区域及び通学域外就学許可内規第2条の趣旨に基づき、協議して決定する。